

Title	中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察
Sub Title	Study of theory to justify the limitation system in China
Author	高橋, 孝治(Takahashi, Koji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2016
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.111, (2016. 12) ,p.71- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20161215-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察

高 橋 孝 治

一 はじめに

(一) 問題の所在

(二) 先行研究の検討

(三) 本稿で用いる用語および本稿の構成

二 訴追時効制度の条文および学説

(一) 訴追時効制度の条文と中国の刑事手続

(二) 訴追時効制度を正当化する学説

三 訴追時効制度を正当化する学説に対する疑義

(一) 訴追時効制度の運用の実際

(二) 訴追時効制度の運用実態を見た上での各学説への批判

四 訴追時効制度を正当化する学説をどう捉えるべきか

(一) 日本の告訴期間との類似性

(二) 日本における告訴期間制度を参考にして

五 (三) 訴追時効制度を正当化する学説に関する総括 おわりに

一 はじめに

(一) 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である。公訴時効制度は現在ほとんどの国で採用されており、「現在、多くの国々で市民権を得た制度」と言われている。⁽¹⁾

ドイツなどでは公訴時効制度はどのように正当化されるのか、すなわち時間が経過することによりなぜ被疑者に対して起訴できなくなるのかについて激しく議論がなされてきた。⁽²⁾ これは日本でも同様の議論があるところである。⁽³⁾

ところで、中華人民共和国（以下「中国」という）では公訴時効制度は訴追時効制度「追訴時効制度」という名称で導入されている（四〇で述べるように、中国の当該制度は日本の公訴時効制度とはその性質が異なる。そのため以下、中国の公訴時効制度を「訴追時効制度」と呼ぶことにする）。しかし、中国ではこのような訴追時効制度を正当化する学説についてあまり議論されてこなかったように思われる。それどころか訴追時効制度の本質を捉えていると言える説も見受けられない。中国には「事件の立案がなされ、捜査が始まった後、捜査または裁判から逃れた場合、または被害者が告発「控告」した場合は、訴追時効の制限を受けない」という条文がある（中国の九七年刑法第八八条⁽⁴⁾。詳しくは一（二）で説明する）。立案とは、その犯罪を捜査するか否かを捜査機関である公安（日本でいう「警察」）などが決定することである。結論を先に述べれば、中国では九七年刑法第八八条により立案もしくは告発「控告」されれば訴追時効にかかることはないという実務運用がなされている。これは、訴追時効が完成しているか否かの判断が「起訴」のときではなく、「立案もしくは告発「控告」」のときを基準になされているということであり、訴追時効制度は事実上「立案もしくは

告発「控告」時効」とでも呼ぶべき制度となっていることである。本稿は、この訴追時効制度の時効完成か否かの判断が実務では「立案もしくは告発「控告」時を基準に行われていることを示し、その結果を含めて訴追時効制度を正当化する学説を検討することを目的とする。中国では三権分立が否定されており、さらに立法機関である全国人民代表大会（日本でいう「国会」）も司法機関である人民法院（日本でいう「裁判所」）も全て中国共産党（以下単に「党」という場合もある）の意思が反映される機関となっている。⁽⁵⁾そのため、一つの制度を探索する場合、「党の意図」を見るという点から、裁判の結果も一体化させて検討する必要があると考える。もちろん日本においても判例は重要な法運用の実態を示すものだが、中国において裁判結果は「党は法律をどう運用したいのか」を見る指針として、特に法律と一体化させて観察しなければならないということである。

（二）先行研究の検討

訴追時効制度の先行研究は、日本では、夏目文雄による「中国刑法における時効論」（紀要（愛知大学国際問題研究所）五五号、一九七四年、四七～六二頁収録）があるのみである。この夏目文雄の研究は、一九五〇年代から六〇年代の中国で出版された刑法書をまとめたものであり、考察はしていない。しかし、中国では一九七九年七月一日に刑法典が制定されるまでは、刑法典は存在しなかった（一九八〇年一月一日施行。以下「七九年刑法」という）。それまでは、「反革命懲治条例」などの単行法規、最高人民法院（日本でいう「最高裁判所」）や最高人民檢察院（日本でいう「最高檢察庁」。また、以下、中国の檢察庁を「人民檢察院」と呼ぶ）が出した文書や中国共産党の文書などの寄せ集めで刑事法を構成してきた。⁽⁶⁾なお、後の論述のために述べておくと、この七九年刑法は、一九九七年三月一日に全面改正され（一九九七年一〇月一日施行。以下「九七年刑法」という）、その後も小改正が度々なされ現在に至っている（二〇一五年八月二九日最終改正。同年十一月一日改正法施行）。その意味で、刑法典がない時代の刑法書をまとめ、当時の事実上行われ

ていた訴追時効制度の具体的内容を日本語で紹介している夏目文雄の研究は貴重ではあるが、本稿が素材とする中国の刑法典制定後における訴追時効制度とは直接の関係はないものである。

もちろん、中国においては訴追時効制度に関する先行研究は多くある。特に訴追時効制度を正当化する学説に焦点を当てている研究は孫強による「訴追時効の正当根拠」〔追訴時効の正当根拠〕（国家檢察官学院学報（中国・国家檢察官学院）二二卷五期、二〇一三年、九七—一〇四頁収録）がある。しかし、孫強の研究は、残念ながら三（二）で述べるように、外国にはどのような学説があるのかを紹介する程度に留まり、訴追時効制度の運用にまで言及して説を構築しようとするものではない。これに対し、曲新久による「訴追時効制度の若干の問題に関する研究」〔追訴時効制度若干問題研究〕（人民檢察（中国・檢察日報社）二〇一四年一七期、二〇一四年、五—一頁収録）のみが管見の限り訴追時効は立案時が時効完成か否かを判断する基準となっていることに言及している。⁷²しかし、曲新久のこの研究はあくまで九七年刑法第八八条の文言からそう述べているだけであり、実際の裁判結果などを検証するなど法実証的な視点を欠いていると指摘できる。

結局のところ、中国で発表されている先行研究も含め、訴追時効制度がどのように運用されているのかを検討した研究は管見の限り存在しないと言える。

（三） 本稿で用いる用語および本稿の構成

一（一）で、述べたように本稿は、「中国では立法機関および司法機関の全てに党の意思が反映されており、中国の法制度を考察する場合には、条文だけでなく、法律の運用と一体化させて観察する必要がある」という視点から訴追時効制度を正当化する学説を検討するものである。本稿では、「訴追時効制度を正当化する学説」という表現を用いるが、一般的には「公訴時効制度（訴追時効制度）の存在理由」や「公訴時効制度（訴追時効制度）の制度趣旨」と言わ

れることの方が多い。しかし、日本や中国は、近代国家化の際に「西洋に導入されている制度である」というだけの理由で、公訴時効制度（訴追時効制度）を導入し、その後「なぜこのような制度があるのだろうか」という議論が始まった。⁽⁸⁾つまり、日中ともに公訴時効制度（訴追時効制度）については、制度趣旨があった上で、制度を導入したわけではなく、先に制度導入があつて、その後どのようにその制度を説明するかを考察し始めた。これより、「公訴時効制度（訴追時効制度）を正当化する学説」と呼ぶ方が歴史的経緯に合致していると考え、本稿では「正当化」という表現を用いることとする。

また、本稿では訴追時効制度に関する裁判結果を検証していくが、中国では全ての裁判結果が公開されているわけではない。例えば、中国の大学で教鞭を執る中国人教授が筆者に口頭で述べたことだが、「中国で公開されている案例（筆者注——「裁判結果」を意味する）は、全体の一割程度ではないかと思われる」という意見もあるほどである。全ての裁判結果が公開されていない以上、人民法院での判断を完全に検証することは不可能であるが、それに近いことはできると考える。さらに、中国では裁判結果は「案例」と呼ばれ、後の類似案件に対する法解釈に影響を与えないとされている。⁽⁹⁾そのため、似たような事件があつたとしても必ずしも同じような判断がなされるとは限らない。しかし、三(一)で示すように、訴追時効制度の完成点の判断に関する裁判結果には相当の偏りがあり、ある種の方向性は定まっていると言える。本稿は、二〇一三年五月四日時点で訴追時効制度に関して公開されている全一三九件の案例を素材に考察を進めていく（しかし、訴追時効に関しては、七九年刑法上の制度と九七年刑法上の制度では基本的に変わるところはない）。⁽¹⁰⁾

本稿の構成は以下の通りである。本稿二では、訴追時効制度の条文および学説を確認する。続く三では、訴追時効制度の実際の運用を見た上で、訴追時効制度の正当化に関する通説の批判を行う。そして、四で、三の内容を踏まえた上で訴追時効制度を正当化する学説をどのように考えるべきなのかを考察し、五で本稿の内容をまとめる。

二 訴追時効制度の条文および学説

(一) 訴追時効制度の条文と中国の刑事手続

訴追時効制度は九七年刑法では、第八七条から第八九条までに規定されている。その条文は以下の通りである。

第八七条 犯罪は以下の期限を経過した場合、起訴できない。

- (一) 最高法定刑が五年未満の有期徒刑の場合、五年。
- (二) 最高法定刑が五年以上一〇年未満の有期徒刑の場合、一〇年。
- (三) 最高法定刑が一〇年以上の有期徒刑の場合、一五年。
- (四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、二〇年。二〇年を経過しても起訴が必要な場合は最高人民檢察院に報告しその許可を得なければならない。

第八八条 人民檢察院、公安機關もしくは国家安全機關が立案して捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が起訴期限内に告発「控告」した場合において、人民法院、人民檢察院または公安機關が立案すべきであったにもかかわらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第八九条 起訴期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

起訴期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の起訴期限は後罪を犯した日から起算する。

中国の刑事裁判は、公訴手続と自訴手続の二種に分けられる⁽¹⁾。公訴手続とは、人民検察院が、国家を代表して人民法院に対して刑事訴訟を提起すること⁽¹²⁾をいう。これに対し、自訴手続とは、捜査が不要であるほど軽微な一定の犯罪や親告罪について被害者が直接人民法院に刑事訴訟を提起すること⁽¹³⁾をいう（刑事訴訟法（一九七九年七月一日公布。一九九六年三月一七日および二〇一二年三月一四日全面改正。二〇一三年一月一日改正法施行）第二〇四条⁽¹³⁾）。なお、中国では刑事裁判の主たる形態は公訴手続であり、自訴手続はあくまで補助的な形態と位置づけられている⁽¹⁴⁾。

なお、公訴手続は、以下のような順序を取る。①報案、告発「控告」、通報「挙報」、自首など、②立案、③捜査、④起訴、⑤公判、⑥判決（報案に関してのみ、日本語に対する妙訳がないため中国語原文を用いることとする。この言葉の意味は、四（一）で説明する⁽¹⁵⁾）。これに対し自訴手続は、①被害者や法定代理人などによる人民法院への提訴、②立案、③公判、④判決の順序を取る⁽¹⁶⁾。つまり、中国では公訴手続の場合のみではなく、自訴手続の場合にも時効制度が適用されるので、「公訴時効制度」ではなく、「訴追時効制度」と呼んでいるのである。

ここでは、立案と呼ばれる手続が非常に独特な制度となっている。立案とは、公安機関や人民検察院、人民法院が報案、告発「控告」、通報、自首などにより、管轄範囲に従い審査をし、犯罪事実が確実に存在するかと刑事責任を追及すべきかを審査し、あわせて法により刑事事件として捜査および裁判といった訴訟活動を行うか否かを決定すること⁽¹⁷⁾をいう。つまり、立案とは中国において犯罪が起こっていると公安機関や人民検察院、人民法院が考えたときに行わなければならない犯罪を追及するか否かおよび訴訟活動を行うか否かを決定する手続である⁽¹⁸⁾。その意味では、立案は、日本の捜査開始の決定に似ているとも言えるが、「訴訟活動を行うか否か」までもを決定している点で大きく異っている⁽¹⁹⁾と言える。

ところで、九七年刑法第八八条第一項は、立案されたが、被疑者が捜査や裁判から逃げた場合、または告発「控告」をして、立案されるべきにもかかわらず立案されなかった場合には訴追時効の制限を受けないとしている。これ

は、「訴追時効の延長」制度と呼ばれている⁽²⁰⁾。そして、中国では当該第八八条第一項の解釈の手法としては、二つの方法があると指摘されている。すなわち、①訴追機関に着目し、立案および捜査が行われたときに、そののみをもって訴追時効にかかることはないとする、もしくは②被疑者に着目して捜査の立案がなされ、かつ被疑者が捜査や裁判から逃亡するための行動を取った場合に訴追時効にかかることはないとするの二通りである（九七年刑法第八八条第二項には、告発「控告」した場合にも訴追時効の制限を受けないとしているが、こちらは「捜査または裁判から逃れた場合」といった条件が付されておらず、解釈が分かれることはない⁽²¹⁾）。また、②の説の場合、「逃亡」とは、犯罪後に犯人が本名や住所を隠し、捜査の手から意図的に逃げた場合と解するべきとも指摘されている⁽²²⁾。しかし、「訴追」時効を謳いながら、（解釈の仕方はいろいろあるものの）立案されればそのみで時効の制限を受けないと解釈できる条文の存在により、「事実上、訴追時効制度は取り消されている」とまで言われ批判されている⁽²³⁾。また、九七年刑法第八八条第二項の告発「控告」されれば、訴追時効の制限を受けないとする規定も同様である。

(二) 訴追時効制度を正当化する学説

訴追時効制度を正当化する学説は、現在の中国では主に以下に挙げる三つの学説が支持されていると言える⁽²⁴⁾。

・時効の規定は中国の刑罰の目的と合致する。司法機関が犯罪者に刑事責任を追究し刑罰を適用するのは、報復主義のためではなく懲罰を通じて改造を行い（死刑の即時執行の場合を除く⁽²⁵⁾）、犯罪を予防することが目的である。もし犯罪者が罪を犯した後相当の期間起訴されず、さらに再び犯罪を行わない場合、それは少なくとも一定程度の改造がなされていると解するべきである。当該犯罪者は既に正常の生活を営み、法規を遵守し、もう社会に危害を及ぼすことはなく、刑罰の特殊予防の観点から既に起訴や刑の執行を行う必要性がなくなっている（以下、「目的合致説」と呼ぶ）。

・時効の規定は司法機関の活動に有利である。犯罪後時間が経過すれば証拠は散逸し、証人は死亡もしくは行方不明となり、証拠の収集、捜査、裁判の進行が困難となる。司法機関にとつては現在の犯罪を処理することが重要である。時効の規定があることによって、司法機関は現在の犯罪を処理することに集中できる（以下、「司法機関有利説」と呼ぶ）。

・時効の規定は人民内部の安定団結に役立つ。人民の内部で犯罪が発生した場合、重罪でなく相当期間経過しても起訴されない場合、犯罪者に対する恨みを捨て、関係改善がなされていると考えるべきである。時効の規定があることによって和睦関係が保たれるのである（以下、「安定団結説」と呼ぶ）。

もちろん、この三つの説は、あくまで中国で「主に」支持されている学説であり、これ以外にも学説は存在する。

例えば、高銘暄・馬克昌（主編）『刑法学』（第五版）（注（二四））三一〇頁〔李希慧執筆部分〕は前記三つの学説のほか「人的、物的、財的資源の節約のため」という説明（以下、「司法資源節約説」と呼ぶ）を加えた四つの学説で公訴時効制度の存在理由を説明している。また、賈宇（主編）『刑法学』（注（二〇））二五二頁〔卒成執筆部分〕は目的合致説、司法資源節約説のほかに、「各司法機関が職務を全うし、自己の職責を忠実に履行し、犯罪分子を法律による制裁から逃がさないことを促進する効果がある」と述べている。これは訴追時効制度を設け、起訴に期限があるがため、司法機関が迅速に職務を行うことを間接的に促進する効果があるという意味で述べている（以下、「迅速職務促進説」という）。

また、孫強「訴追時効の正当根拠」（所蔵先は一）参照）九七～九九頁は、この他にも以下のような学説があると述べている。①改善推定説。犯罪者が犯罪後相当の期間再び犯罪を起こさなかった場合、悪性の主観と人身の危険性が改善し、再び罪を犯す危険性は消滅したとし、当該犯罪者は刑罰を通じる特殊予防を経る必要がなくなっているとす。②刑罰同一説（準受刑説）。犯罪者は犯罪後、刑罰による苦痛を受けてはいない。しかし逃亡により昼夜問わず、

寝食の間も恐れ、長期の逃亡生活と恐怖による苦痛に苛まれ、これをもって刑罰とみなす。③規範感情緩和説。時の流れによって犯罪に対する規範感情が緩和し、犯罪者に対する処罰が必ずしも必要ではなくなるとする。④事実状態尊重説(生活状態維持説)。時効制度は生活状態を維持するための制度であり、刑罰の執行のない状態が長い時間継続すると、事実上一定の平穏な社会秩序が形成される。もしこれを刑罰によってこの状態を変更するならば、それは刑法の目的である社会秩序の保護に反する。⑤権力喪失説(行使懈怠説)。有効な期限内に起訴されなかったことにより、懲罰権を喪失する。⁽²⁶⁾⑥社会遺忘説。犯罪の社会危害性および社会的影響が時の経過と共に減少し消滅に至る。犯罪者の家庭生活も既に正常なものになっており、過去の犯罪について訴追する必要はなくなっている。さらに、孫強「訴追時効の正当根拠」は以上のような学説があるとしつつも、刑法自身の宥恕の效果に説明を求めるべきとしている(二〇二頁)。これは、以下のような学説である。軽微な犯罪行為に対しては事情が過去のこととなり長い時間が経過した場合、被害者の多くはそれを忘れあるいは憤恨の感情が軽減する。このように国家は被害者が長い時を経ても恨みの感情を持つっていると仮定すべきではない。ただし、謀殺、強姦などの犯罪は長い時を経ても被害者の反応は薄れることはなく、訴追時効制度の対象とすることに正当性はない。犯罪に対する憤恨がなくなっているにもかかわらず、罰を与えることは適切ではないと考える説である(二〇二頁)(以下、「刑法宥恕説」という)。規範感情緩和説と刑法宥恕説の違いは、規範感情緩和説が「一律に犯罪者に対する処罰が必ずしも必要ではない」としているのに対し、刑法宥恕説は「謀殺、強姦などの犯罪は長い時を経ても被害者の反応は薄れることはない」としている点である。中国では最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、最高人民検察院に報告しその許可を得れば公訴時効にかかることはないため(九七年刑法第八七条(四))、規範感情緩和説よりは刑法宥恕説の方が訴追時効制度を正当化する学説としては適切であると言える。

また、于志刚『追訴時効制度比較研究』(中国・法律出版社、一九九八年)六頁および二二頁は、「訴追時効制度は健

全な法制であり、法治国であることを促進し、公民の基本的人権の存在に重要な意義がある」と説明する（以下、「法治・人権説」と呼ぶ）。しかし、残念ながらここでは、訴追時効制度があることによって、なぜ法治や基本的人権に重要な意義があるのかは説明されていない。

三 訴追時効制度を正当化する学説に対する疑義

二(二)で見た訴追時効制度を正当化する学説は、どれも訴追時効制度の実際を踏まえた上での説明がなされていないと考えられる。本章では、訴追時効制度の実態を案例から明らかにした上で、二(二)で見た訴追時効制度を正当化する学説の欠点を指摘する。

(一) 訴追時効制度の運用の実際

一(三)で述べたように、二〇一三年五月四日時点で中国では訴追時効制度に関して全部で一三九件の案例が公開されている。このうちの大多数は、明らかに訴追時効期間が経過していないにもかかわらず、弁護人がとりあえず「訴追時効が経過している」と主張したために本来訴追時効制度が論点となる案例ではないのに、訴追時効制度も論点となってしまうた案例である。このような、本来訴追時効制度の問題ではない案例などを当該一三九件から除くと五四件が検証すべき案例ということになる。そして当該五四件をさらに精査すると、各案例で訴追時効について述べている内容は表1のように分類できる。

訴追時効に関する案例を精査することにより、何件かは法律の条文を無視している案例が見られるということが分かる。立案時を基準に時効を起算すると述べている例、明らかに時効完成の期間が来っていないにもかかわらず時効完

表 1

当該案例が述べている内容	件数
立案時もしくは被害者の告発〔控告〕時を基準に時効完成を判断すると述べている例（立案時を基準にする場合、いずれも被疑者が捜査や裁判から意図的に逃げていたかは判断しておらず、単純に立案時を判断の基準にしている）	32件 ⁽²⁷⁾
立案時を基準に時効完成を判断するとは明確には述べていないものの、立案時が裁判内に示されており、立案時を基準に時効完成を判断していることが分かる例	2件 ⁽²⁸⁾
立案時を裁判中で示していないため、立案時を基準に時効完成を判断しているのかは不明である例（ただし、全て時効は完成していないとしている）	16件 ⁽²⁹⁾
起訴時を基準に時効完成を判断すると述べている例	1件 ⁽³⁰⁾
立案時を基準に時効を起算すると述べている例	1件 ⁽³¹⁾
明らかに時効完成の期間が来ていないにもかかわらず時効完成と述べている例	1件 ⁽³²⁾
時効期間内に立案および起訴しておらず、その旨も裁判内で言及されているにもかかわらず、時効の完成を認めず有罪と認定した例	1件 ⁽³³⁾
合計	54件

成と述べている例、時効期間内に立案および起訴しておらず、その旨も裁判内で言及されているにもかかわらず、時効の完成を認めず有罪と認定した例の三件である。中国では「司法官員の素質が低いということも問題であり」、特に五〇代の裁判官は「基本的な法律素養を身につけていない」とも指摘がなされている。⁽³⁴⁾ もちろん、中国では、政府や党が重要な案件と判断した場合には、先に結論があり、それを裁判に反映させるというプロセスが見られ、⁽³⁵⁾ 必ずしも法律の条文に依拠して裁判が行われているというわけではないということも知られている。しかし、そのような中国においても、公開されている範囲においては訴追時効制度に関して、明らかに法律の条文を無視した判断をしているのは三件のみと言うことはできる。これは、検証すべき案例全体の五・五五％（＝三件÷五四件）となっている。中国の裁判結果である案例は一(三)で述べたように、後の類似する案件に対して法解釈の拘束力を持たない。ここから、中国の案例を検証する作業では、自然科

学における実験結果のように、時として異常な結果（いわゆる外れ値）が出ることもあると言える。統計学的に言う
と、起こる確率が一般的に全体の5%以下の場合、それは「めったに起こらないこと」と考えてよい。⁽³⁶⁾ 残念なことに、
「明確に法律の条文を無視した判断」は全体の五・五五%存在しており、中国では「めったに起こらないこと」と統計学的に判断することはできない。つまり、中国では明確に法律の条文を無視した判断はめったに起こらないこととは言えないと言える。

これに対して、訴追時効の完成を判断する基準は立案もしくは告発「控告」時なのか起訴時なのかという問題については、不明確な結果（立案時を裁判中で示していないため、立案時を基準に時効完成を判断しているのかは不明である例）や明らかに法律の条文を無視した判断をしている例を除き、立案もしくは告発「控告」時で判断されている例および起訴時で判断されている例で考えても、起訴時で判断されている例は、その全体の二・八五%（ $\parallel$ 一件 $\div$ （三二件+二件+一件））しか存在しない。ここから、統計学的には訴追時効の完成時の判断基準は立案もしくは告発「控告」時であり、まれに起訴時を基準とすることもあるが、それは異常な結果（外れ値）であり、「めったに起こらないこと」と考えてよい。つまり、訴追時効の完成時の基準は基本的に立案もしくは告発「控告」時であると述べて構わないということがある。

しかし、立案もしくは告発「控告」時を基準に時効完成を判断していても、二(一)で述べたような単純に「事実上訴追時効制度は取り消されている」わけでもない。例えば、いくつかの事例は立案時に既に時効期限が経過していれば時効の完成を認めている。⁽³⁷⁾ その意味では、起訴時ではなく立案もしくは告発「控告」時に時効完成を判断していても訴追時効が完成しないというわけではない（ただし、立案後一〇年以上経過してから起訴されている例⁽³⁸⁾もあり、時効が完成しにくくなることは疑いがないと言える）。

なお、最高人民検察院が一九八二年八月一九日に発布した「最高人民検察院の汚職犯罪の訴追時効問題に関する回

答「最高人民檢察院關於貪污罪訴追時効問題的復函」(同日施行。發布番号(一九八二)高檢經函字第五号。最高人民檢察院による司法解釋および規範性文書の一部を廃止する決定「最高人民檢察院關於廢止部分司法解釋和規範性文件的決定」により、二〇〇二年二月二五日失効)二一、では「檢察機關が立案を決定したとき訴追時効の期限が経過していない汚職犯罪で、立案後、捜査、起訴あるいは判決時に訴追時効の期限を超えていた場合は、訴追時効の期限を経過した犯罪とはみなさず、法による追及を続けなければならない」と規定していた。⁽³⁹⁾この規定は七九年刑法時代の汚職犯罪に対する規定であるが、この文書の精神は現在も全ての犯罪に対して生きていけると言えるだろう。⁽⁴⁰⁾

(二) 訴追時効制度の運用実態を見た上での各学説への批判

三(一)で見たように、訴追時効は立案もしくは告発「控告」時を基準に完成か否かを判断するとして運用がなされている。この事実からは、二(二)で挙げた訴追時効制度を正当化する学説は全てその根拠を失うように思われる。まず、以下に「主な三つの学説」に対する批判を述べる。

目的合致説は、犯罪者が罪を犯した後相当の期間起訴されず、さらに再び犯罪を行わない場合、少なくとも一定程度の改造がなされているとし訴訟提起や刑の執行を行う必要性がなくなっているとして訴追時効制度を正当化する学説であった。しかし、実際には起訴されずとも、立案もしくは告発「控告」がなされた場合には訴追時効制度は適用されないため、立案もしくは告発「控告」後公訴提起まで長い年月を要し、犯罪者の改造が進んでいても訴追時効制度は適用されないことになる。

司法機関有利説は、犯罪後時間が経過すれば証拠が散逸するなど、証拠の収集、捜査、裁判の進行が困難であることを理由に訴追時効制度を正当化する学説であった。しかし、これも同様に立案もしくは告発「控告」がなされていれば、長い時間が経過し、証拠が散逸したり、証人が死亡したり行方不明になろうとも訴追時効制度は適用されない。

さらに、中国では「無罪の推定」原則が正面から認められていない⁽⁴¹⁾。このため厳格な証拠でなくても裁判が進行するという前提が存在している。つまり、中国では証拠の散逸によって裁判の進行が困難になるとは考えられていないと言える。そのため無罪推定の観点からも、司法機関有利説は、訴追時効制度を正当化する学説としては適切ではない。安定団結説は、相当期間経過しても公訴提起されない場合に犯罪者に対する恨みは捨てられ関係改善がなされたとして訴追時効制度を正当化する学説である。しかし、これも立案もしくは告発「控告」さえされていれば現実には恨みを捨て関係改善がなされるほど長い年月が経過していても訴追時効制度が適用されないため（事実、立案されてから一〇年後に起訴された例が存在することは三⁽⁴²⁾で述べた）、適切な説明とは言えない。

次に、主な三つの学説以外の学説であるが、このいずれも立案もしくは告発「控告」がなされれば訴追時効は完成しないという実態から、全て批判できる。この批判をまとめると表2のようになる。

このように、立案もしくは告発「控告」時を基準に時効完成を判断しているという取り扱いから、中国で主張されているほとんどの訴追時効制度を正当化する学説はその根拠を失うと言える。また、中国の「人権」は、いわゆる西側諸国の「人権」とは異なり「個人の利益は集団の利益に服する」とされている⁽⁴³⁾。そのため、被告人個人の利益を保護するため、刑罰権という国家や集団の利益を制限するという考え方は、中国の人権論とは相いれないと言え、法治・人権説も批判できる。

ところで、中国では訴追時効の期間内に再び罪を犯したとき時効は中断される（九七年刑法第八十九条第二項）。これは、再犯を行うということは、犯人はやはり改善していなかったと捉えているということであり、この点に着目する場合、改善推定説はある程度支持できると考えられる。さらに、中国では最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、最高人民検察院に報告しその許可を得れば時効にかかることはなくなる（九七年刑法第八十七条（四））。この点から、重罪の場合以外を除いて国家は恨みの感情を持つべきではないとする刑法有恕説もある程度の支持を受けるべきであるし、

表2

学説	学説の内容	立案もしくは告発〔控告〕がなされれば時効は完成しないという視点からの批判
司法資源節約説	訴追時効制度を人的、物的、財的資源の節約のための制度と捉える	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば訴追時効は完成しないため、人的、物的、在的資源の節約はできない
迅速職務推進説	起訴に期限があるがため、司法機関が迅速に職務を行うことを促進する効果がある	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば訴追時効は完成しないため、訴追時効制度が司法機関に迅速に職務を行うことを促進する効果があるとは期待できない
改善推定説	犯罪者が犯罪後相当の期間再び犯罪を起こさなかった場合、再び罪を犯す危険性は消滅している	立案もしくは告発〔控告〕されてから起訴まで長時間を要し、再び罪を犯す危険性が消滅していたとしても訴追時効は完成しない
刑罰同一説（準受刑説）	逃亡により昼夜問わず、寝食の間も恐れ、長期の逃亡生活と恐怖による苦痛に苛まれ、これをもって刑罰とみなす	立案もしくは告発〔控告〕されてから起訴まで長時間を要し、長期の逃亡生活と恐怖により刑罰に等しい苦痛を受けたとしても訴追時効は完成しない
規範感情緩和説	時の流れによって犯罪に対する規範感情が緩和し、犯罪者に対する処罰が必ずしも必要ではなくなる	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば規範感情が緩和し、処罰がなくなったとしても訴追時効が完成することはない
事実状態尊重説（生活状態維持説）	「刑罰が科されていない」という事実状態を尊重する	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば「刑罰が科されていない」という事実状態が長時間継続していたとしても訴追時効が完成することはない
権力喪失説（行使懈怠説）	有効な期限内に起訴されなかったことにより、懲罰権を喪失する	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば長時間起訴されなくても訴追時効が完成することはない
社会遺忘説	犯罪の社会危害性および社会的影響が時の経過と共に減少する	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば社会危害性や社会的影響が減少したとしても訴追時効が完成することはない
刑法有恕説	国家は被害者が長い時を経ても恨みの感情を持っていると仮定すべきではない。ただし重罪の場合は除く	立案もしくは告発〔控告〕さえされていれば恨みの感情がなくなったとしても訴追時効が完成することはない

一定の重罪は規範感情が緩和することはない、社会危害性が減少することはないと捉えれば、規範感情緩和説や社会遺忘説もある程度の支持を受けるべきと考えられる。

四 訴追時効制度を正当化する学説をどう捉えるべきか

ここまで訴追時効制度を正当化する学説と訴追時効制度に関する案例を検証してきた。ここから、これまでの訴追時効制度を正当化する学説は全て否定されるという結論が得られた。

訴追時効制度は九七年刑法第八八条（七九年刑法では第七七条）の時効の延長制度により、立案もしくは告発「告」時を基準に時効完成を判断しているからである。⁴⁴ また、時効の延長制度という特色ある制度を導入しながらも、注（42）で述べたように、他国の公訴時効制度を正当化する学説を直接移植することで、中国の訴追時効制度を説明できると考えていると思われる中国の研究の姿勢にも問題はある。ここでは本稿の結論として訴追時効制度の正当化はどのようなされるべきなのかを考察したい。

（一）日本の告訴期間との類似性

中国における訴追時効制度運用の実態を見ると、訴追時効の延長制度を用い実際には訴追時効の完成を判断する時点が、「起訴したとき」ではなく「公安機関などに立案されたときもしくは被害者が告発「控告」したとき」となっている。この点から、訴追時効制度は、日本でいうところの「告訴期間」に近い制度と言える。本節では、日本の告訴期間制度、さらに中国のそれに相当する制度を見ておく。

日本において告訴とは、被害者本人またはその法定代理人（親権者、後見人）が捜査機関に対し犯罪事実を申告し、

犯人の処罰を求める意思表示である（日本の刑事訴訟法（昭和二十三年（一九四八年）七月一〇日公布。平成二六年（二〇一四年）六月二五日最終改正。同年七月一五日改正法施行）第二三〇条、第二三一条第一項⁽⁴⁵⁾）。そして、親告罪に対する告訴は、性犯罪の場合を除き犯人を知った日から六か月以内に行わなければならない（日本の刑事訴訟法第二三五条第一項）。日本ではさらに告訴に類似する制度として告発がある。告発は、捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができる（日本の刑事訴訟法第二三九条第一項）。つまり、告発には一定の告訴権者のみが行えるといった制限はおろか期間制限もない。

中国には日本の告訴や告発に相当する制度として、告訴、報案および告発「控告」がある（刑事訴訟法第十五条第四号、第一〇八条第二項、第二〇四条）。中国における告訴とは、親告罪において被害者が人民法院にその犯罪を報告し、自訴を行う行為である（被害者が死亡、行為能力の喪失あるいは強制、威嚇などにより親告罪に対する告訴できない場合、あるいは制限行為能力者および老齢、疾病、盲目、聾啞などにより自ら告訴できない場合にはその法定代理人、近親者が告訴権者となる（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈「最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋」（二〇一二年二月二〇日公布。二〇一三年一月一日施行）第二六〇条⁽⁴⁶⁾）（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈第一条）。つまり、中国における「告訴」とは、日本における「親告罪に対する告訴」と同様の制度と考えてよいが、日本のものと違い告訴期間は設けられていない。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすること⁽⁴⁷⁾をいう。告発「控告」は、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追及する行為である⁽⁴⁸⁾。報案と告発「控告」の違いは次の二点にあると言われる⁽⁴⁹⁾。①報案は被害者の他、当該事件に直接の利害関係のない団体や個人も行うことができるのに対し、告発「控告」は犯罪行為により直接侵害を受けた被害者やその近親者のみが行うことができる。②報案は

ただその犯罪状況を知っている者が公安司法機関に対して行う一種の犯罪に対する情報提供であるのに対し、告発「控告」は被害者が公安や司法機関に犯罪行為を行った者の刑事責任の追及を求める明確な意思表示である。

そして、中国では告訴のみならず、報案や告発「控告」にも期限が設けられていない。ここから、日本でいう告訴期間制度の機能を訴追時効制度が担っていると考えることができる下地があると言えるように思われる。

(二) 日本における告訴期間制度を参考にして

中国において立案は必ずなされなければならないものではない。刑事訴訟法第一〇七条では「公安機関または人民検察院は、犯罪事実または被疑者を発見した場合には管轄に従い立案し、捜査しなければならない」と規定し、公安などが犯罪事実を発見した場合には立案は必ずなされなければならないものとしている。しかし、同法第一一〇条は「人民法院、人民検察院または公安機関は、報案、告発「控告」、通報および自首の資料について管轄に従い、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し刑事責任を追及する必要があると認めた場合には、事件を立案しなければならない」としている。つまり報案、告発「控告」、通報および自首により犯罪事実が発覚した場合、犯罪事実が存在しても刑事責任を追及する必要がないと判断されれば立案はなされないことになる。つまり、一部の刑事事件については、立案なされるかは公安機関などの裁量に委ねられているのである。

日本における告訴期間の制度趣旨は、「刑事訴追を私人の意思にかかわらせる状態を無制限に放置することによる弊害の回避」と言われている。⁽³⁰⁾ 訴追時効の完成の判断基準が、立案もしくは告発「控告」時であり、立案を決定するか否かが公安機関などの裁量に委ねられている以上、日本の告訴期間の制度趣旨を真似て、「立案の決定を公安などの意思にかかわらせる状態を無制限に放置することによる弊害を回避するための制度である。ただし、告発「控告」がなされていて被害者の刑事訴追を望む意思が明確であるにもかかわらず、公安などの裁量で立案がなされない場合

の起訴権も救済する」という訴追時効制度を正当化する学説を構築することは十分に可能であると思われる。

(三) 訴追時効制度を正当化する学説に関する総括

司法実務も含めると中国における訴追時効制度はその実態からの確に名づければ「立案もしくは告発〔控告〕時効」と呼ぶべき制度である。本稿は、ここまでの議論で、このような制度を的確に正当化するためには「立案の決定を公安などの意思にかかわらせる状態を無制限に放置することによる弊害を回避するための制度である。ただし、告発〔控告〕がなされていて被害者の刑事訴追を望む意思が明確であるにもかかわらず、公安などの裁量で立案がなされない場合の起訴権も救済する」という説明が適当なのではないかとの結論を得た。

しかし、これではまだ不足する箇所がある。中国では訴追時効の期間内に再び罪を犯した場合には時効が中断するとしているからである。この時効中断理由をも含めて訴追時効制度を正当化する学説を構築するには、改善推定説（犯罪者が犯罪後相当の期間再び犯罪を起こさなかった場合、再び罪を犯す危険性は消滅している）を取り込んで説明しなければならない。さらに、最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、最高人民檢察院に報告しその許可を得れば時効にかかることはなくなるため、刑法宥恕説（重罪の場合を除いて、国家は恨みの感情を持つべきではないとする）のような「重罪の場合を除いて」という留保も付ける必要がある。

以上を総括すると、訴追時効制度を正当化する学説としては、「最高法定刑が無期懲役、死刑の場合で最高人民檢察院が個別に認定した重罪を除いて、立案の決定などを公安機関などの自由な意思にかかわらせる状態を、無制限に放置することによる弊害を回避するための制度だが、犯人の社会危害性が消滅していなかった場合（すなわち再犯を起した場合）、公安機関などは当該犯罪者について再考するための猶予を与えられる。また、告発〔控告〕がなされていて被害者の刑事訴追を望む意思が明確であるにもかかわらず、公安などの裁量で立案がなされない場合の起訴権

も救済する」と捉えるべきであると考ええる。

五 おわりに

本稿では、今まで手をつけられてこなかった中国の訴追時効制度を正当化する学説について考察を行った。日本における公訴時効制度を正当化する学説も、時効の停止などと合わせればうまく正当化できているようには思われない⁽⁵¹⁾。しかし、中国の方が問題は大きい。本稿では、訴追時効制度を正当化する学説を考察するために、訴追時効制度の実際の運用も含めて考察してきた。三権分立を採用しておらず、人民法院も全国人民代表大会の指導を受ける立場である中国では理論上、法律の条文、司法解釈、各人民法院での判断の全てに全国人民代表大会の意思が反映されている。そして、全国人民代表大会および人民法院、人民檢察院、公安機關など全てを「指導」する存在として、中国共産党がある。ここから、法律の条文、司法解釈、各人民法院での判断の全てに何らかの統一された意思がなければならぬ。そのため中国で制度趣旨や制度を正当化する学説を探るためには各人民法院での判断を取り込むことは必須の作業なのである。これに対し日本では三権分立が採用されているため、法律の目的（立法権の意思）と法律の運用（行政権の意思）と裁判所の判断（司法権の意思）が異なっているにもかかわらず、制度上、特に問題はない。しかし、中国における先行研究はこのようなことには言及せず、今まで条文だけを見て、制度を正当化しようとし、さらには中国に特有の制度に着目せず外国の学説をそのまま移植するという手法をとってきた。

本稿はそのような中国における現状に警鐘を鳴らし、さらに従来中国の訴追時効制度を正当化する学説より、中国の訴追時効制度の「真の姿」に迫る説明ができたのではないかと考えている。ここに本稿の意義はある。

本稿は、日本語で書かれてはいるが、今後、中国の学術界に寄与することがあれば筆者としては望外の喜びである⁽⁵²⁾。

※「」は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出の場合にのみ付した。ただし、「告発」のみ日本語の「告発」との混同を避けるため、全てに中国語原文を付した。

- (1) 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」(関西大学法学論集四三卷五号、一九九四年) 七三頁。
- (2) 松尾浩也「公訴の時効」(日本刑法学会〔編集〕『刑事訴訟法講座(第一卷)』有斐閣、一九六三年) 二二一頁。
- (3) 日本における公訴時効制度を正当化する学説に関する議論は越田崇夫「公訴時効の見直し(調査と情報 第六七九号)」(国立国会図書館、二〇一〇年) 二頁などを参照。
- (4) 日本では、公訴時効制度は刑事訴訟法上の制度であるが、中国の訴追時効制度は刑法上の制度となっている。
- (5) 高見澤磨「鈴木賢「ほか」『現代中国法入門』第七版(有斐閣、二〇一六年) 七八頁〔鈴木賢執筆部分〕」。
- (6) 高見澤磨「鈴木賢「ほか」・前掲注(5) 二八七～二八八頁〔高見澤磨執筆部分〕」。
- (7) 曲新久「追訴時効制度若干問題研究」(人民檢察(中国・檢察日報社) 二〇一四年一七期、二〇一四年) 五頁。
- (8) 日本のこのような制度導入については、織田純一郎『治罪法注釋』(坂下半七(個人出版) 一八八〇年) 二四頁、須原鐵三「治罪法釋義」(警視廳、一八八〇年) 二二二頁などを参照。中国のこのような制度導入については、高漢成(主編)『大清新刑律』立法資料匯編(中国・社会科学文献出版、二〇一三年) 六四三頁を参照。
- (9) 宇田川幸則「中国」(鮎京正訓〔編〕『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、二〇〇九年) 二四頁。高見沢磨「鈴木賢「ほか」・前掲注(5) 一一〇頁〔鈴木賢執筆部分〕」など。
- (10) これらの「案例」は中国における最大級の有料法律情報ウェブサイト「北大法意」によった。ホームページは〈<http://www.lawyee.net/>〉。
- (11) 龍宗智「楊建広(主編)『刑事訴訟法』第四版(中国・高等教育出版社、二〇一二年) 三三四頁〔龍宗智執筆部分〕」。王国枢(主編)『刑事訴訟法学』第五版(中国・北京大学出版社、二〇一三年) 二頁〔王国枢執筆部分〕」。
- (12) 陳衛東(主編)『刑事訴訟法』第四版(中国・中国人民大学出版社、二〇一四年) 二四九頁、〔姚莉執筆部分〕。龍宗智「楊建広(主編)・前掲注(11) 三三一頁、三三四頁〔龍宗智執筆部分〕」。
- (13) 樊崇義(主編)『刑事訴訟法学』(中国・中国政法大学出版社、二〇〇九年) 四一四～四一五頁〔張建偉執筆部分〕。龍宗智「楊建広(主編)・前掲注(11) 三三一頁、三三四頁〔龍宗智執筆部分〕」。

- (14) 龍宗智・楊建広（主編）・前掲注（11）三三四頁〔龍宗智執筆部分〕。陳衛東（主編）・前掲注（12）二四四頁〔姚莉執筆部分〕。
- (15) 河村有教「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人權を中心として」（神戸大学、博士学位論文、二〇〇六年）六一頁。
- (16) 河村有教・前掲注（15）六一頁。陳衛東（主編）・前掲注（12）二二一頁〔姚莉執筆部分〕。
- (17) 小口彦太・田中信行「現代中国法」第二版（成文堂、二〇一二年）一五三―一五四頁〔小口彦太執筆部分〕。龍宗智・楊建広（主編）・前掲注（11）二四五頁〔聶立澤執筆部分〕。王国枢（主編）・前掲注（11）一八〇頁〔武延平執筆部分〕。中国の刑事訴訟法は「公安機關もしくは人民檢察院は犯罪事実もしくは犯罪被疑者を発見した場合、管轄範圍に従い立案捜査をしなければならぬ」（第一〇七条）、「人民法院、人民檢察院もしくは公安機關は報案、告発〔控告〕、通報および自首などにより、管轄範圍に従い、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し、刑事責任を追及する必要があるとき、立案しなければならぬ。犯罪事実が存在しないもしくは犯罪事実が明らかに輕微であり、刑事責任を追及する必要があるとき、立案はしないものとし、不立案の原因を被告人に通知するものとする。被告人に不服がある場合は、不服審査をすることができる」（第一一〇条）と規定している。
- (18) 陳衛東（主編）・前掲注（12）二〇六―二〇七頁〔姚莉執筆部分〕。樊崇義（主編）・前掲注（13）三三六頁〔万毅執筆部分〕。
- (19) 「立案は中国に特有な訴訟手続きおよび制度である。旧ソ連、旧東欧諸国およびモンゴルなどの国家は、我が国（筆者注）「中国」を意味する）に類似する制度を持っていた」と言われ、日本などの刑事手続とは大きく異なることは中国でも認められている。陳衛東（主編）・前掲注（12）二〇六頁〔姚莉執筆部分〕。
- (20) 張明楷『刑法学』第二版（中国・法律出版社、二〇〇三年）四九六―四九七頁。賈宇（主編）『刑法学』（中国・中国政法大学出版社、二〇〇九年）三三三頁〔黄京平執筆部分〕。陳忠林（主編）『刑法総論』第二版（中国・高等教育出版社、二〇一二年）三三二頁〔李邦友執筆部分〕など。なお、日本語では「公訴時効の例外」と訳す場合もある（甲斐克則・劉建利（編訳）『中華人民共和国刑法』（成文堂、二〇一一年）九四頁）。
- (21) 郭召軍「追訴時効無限延長の適用条件探析」（中国律師（中国・中華全国律師協會）二〇〇二年八期、二〇〇二年）七三

頁。

- 22 郭召軍・前掲注(21) 七三頁。
- (23) 賈宇(主編)・前掲注(20) 二五三頁(卒成執筆部分)。
- (24) 例えば、郎勝(主編)『中華人民共和國刑法新注』(中国・中国法制出版社、二〇〇二年) 八五頁(執筆者不明)や曲新久(主編)『刑法学』第三版(中国・中国政法大学出版社、二〇〇七年) 二六六―二六七頁(王平執筆部分)、王作富(主編)『刑法』第四版(中国・中国人民大学出版社、二〇〇九年) 二四〇頁(執筆者不明)、高銘喧・馬克昌(主編)『刑法』第五版(中国・北京大学出版社、二〇一一年) 三一〇頁(李希慧執筆部分)、楊春洗・楊敦先『ほか』(主編)『中国刑法論』第五版(中国・北京大学出版社、二〇一二年) 一九八頁(王新執筆部分)、陳忠林(主編)『刑法総論』第二版(中国・高等教育出版社、二〇一二年) 三二九頁(李邦友執筆部分)、趙秉志(主編)・前掲注(20) 三五頁(黃京平執筆部分)など多くの法学書でここに挙げた三つの説が支持されている。
- (25) 中国には「執行猶予付き死刑」と呼ばれる制度があり、死刑が即時執行されない場合がある。なお、執行猶予付き死刑については、王雲海『死刑の比較研究』中国、米國、日本』(成文堂、二〇〇五年) 一二五―一四四頁が詳しい。
- (26) 趙秉志・彭新林『ほか』(編著)『刑罰消滅制度專題整理』(中国・中国人民公安大学出版社、二〇一一年) 一八頁(執筆者不明)でも「懈怠行使説」「怠于行行使説」として同様の学説が説明されている。
- (27) 判決番号は、(二〇〇二) 海南刑終字第(四)号、(二〇〇五) 寧刑終字第(一六)号、(二〇〇五) 沈刑(二) 初字第(一六)号、(二〇〇八) 栗刑初字第(八)号、(二〇〇九) 平刑初字第(三二)号、(二〇〇九) 南刑二終字第(四六)号、(二〇〇九) 新刑一終字第(九九)号、(二〇〇九) 穗中法刑一終字第(五〇二)号、(二〇一〇) 松刑終字第(四五)号、(二〇一〇) 上少刑初字第(一六八)号、(二〇一〇) 扶刑初字第(三〇)号、(二〇一〇) 商刑終字第(四七)号、(二〇一〇) 新中刑再字第(二二)号、(二〇一〇) 汴刑終字第(一〇〇)号、(二〇一〇) 信刑終字第(三一)号、(二〇一〇) 白中刑一終字第(一五)号、(二〇一〇) 準刑初字第(二五)号、(二〇一〇) 汝刑初字第(二四)号、(二〇一〇) 臨刑初字第(〇〇一九五)号、(二〇一〇) 黃浦刑初字第(一八五)号、(二〇一〇) 浙刑初字第(〇三七)号、(二〇一〇) 瀨刑初字第(一三〇)号、(二〇一〇) 林刑再初字第(五)号、(二〇一〇) 桑法刑初字第(八七)号、(二〇一〇) 滑刑初字第(四一六)号、(二〇一〇) 穗中法刑二終字第(一三三)号、(二〇一〇) 穗中法刑二終字第(六八)号。また判決番号の付されていない判決としては、王林虛偽資本登記事件(江蘇省南通市中级人民法院二〇〇二年四月一八日判決)、孫愛勤賄賂賄賂事件(江蘇省

発展させれば、中国では特定の犯罪のみに適用されるはずの規定が他の犯罪にも適用されている可能性はあるとも指摘しう
るようにも感じられる。さらに、中国には非公開の法規が存在していることも既に指摘されている（小口彦太・前掲書八七
頁）。そうすると、(一)で述べたように、九七年刑法第八八条の解釈は二通りできるにもかかわらず、裁判結果のほとんど
が「単に立案されているという事実」のみをもって訴追時効にかからないとしている実務的運用の背景には、「檢察機關が
立案を決定したとき訴追時効の期限が経過していない犯罪で、立案後、捜査、起訴あるいは判決時に訴追時効の期限を超え
ていた場合は、訴追時効の期限を経過した犯罪とはみなさず、法による追及を続けなければならない」という非公開の法規
が存在している可能性も否定できない。

- (41) 鈴木賢「中国で近代法はなぜ拒絶されるのか——無罪推定原則をめぐる」(小川浩三(編)『複数の近代』北海道大学図
書刊行会、二〇〇〇年) 二二二―二三頁、二六四―二六六頁。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運(二・
完)——近代法の拒絶と受容」(北大法学論集(北海道大学大学院法学研究科) 五二号 四卷、二〇〇一年) 一二六頁。宋
振武「無罪推定原則之辨正」(烟台大学学报(哲学社会科学版) 一七卷 一号、二〇〇四年) 五二頁。高見澤磨「鈴木賢「ほ
か」・前掲注(5) 三二三―三二四頁(高見澤磨執筆部分)」。小口彦太「田中信行・前掲注(17) 一七四―一七六頁(小口彦
太執筆部分)」など。なお、中国では二〇一二年に刑事訴訟法が全面改正された(二〇一三年一月一日施行)。しかし、この
二〇一二年刑事訴訟法でも無罪推定の原則は完全には導入されたとは言えない。例えば、二〇一二年の改正刑事訴訟法につ
いて触れている王敏遠(主編)『中国刑事訴訟法教程』第二版(中国・中国政法大学出版社、二〇一二年) 四九頁(程雷執
筆部分)も「無罪推定の原則にまだかなりの距離がある」ことを認めている。無論、中国では既に「無罪推定の原則を堅持
している」との主張もある(慕平「北京市高級人民法院貫徹實施《中華人民共和國刑事訴訟法》工作狀況的報告」(北京市
高級人民法院(編)『北京市高級人民法院公報』二〇一三年第一集、北京市高級人民法院、二〇一三年) 二頁)。しかし、
現実を見ると必ずしも無罪推定の原則が堅持されているとは言いがたい。例えば、二〇一二年刑事訴訟法施行後である二〇一
三年七月二五日に起訴された薄熙來收賄事件では「檢察の証拠はやや弱い」(北京の弁護士)との見方があったにもか
わらず(「薄元書記に嚴罰要求」『朝日新聞』二〇一三年八月二七日付一面)、人民法院の裁判長は「判決で「事実は明ら
かであり、証拠は確実で十分だ」と述べた」(「薄元書記に無期判決」『朝日新聞』二〇一三年九月二三日付一面)。ここから
中国の刑事裁判の現実には、証拠が弱くても、確実で十分と判断される「有罪推定」的な側面があると言える。

- (42) なお、これらの学説のいくつかは、中国以外の国で述べられていた学説を単に中国に持ってきただけであり、中国の訴追

時効制度を正当化するために考え出された学説とは言えない。例えば、脚注によれば孫強の改善推定説は王作富『刑法学』第三版（中国・中国人民大学出版社、二〇〇七年）三二五頁や高銘喧『馬克昌『刑法学』（中国・中国法制出版社、二〇〇〇年）五五六頁も出典としているが、俄羅斯連邦総検察院、黃道秀（訳）『俄羅斯連邦刑法典釈義』（中国・中国政法大学出版社、二〇〇〇年）一九五頁というロシアの学説を出典としている。刑罰同一説（準受刑説）は趙秉志『外国刑法原理（大陸法系）』（中国・中国人民大学出版社、二〇〇〇年）三三三頁、ガストン・ステファニ、羅結珍（訳）『法国刑事訴訟法精義（上）』（中国・中国政法大学出版社、一九九九年）一五四頁およびベツカリア、黃風（訳）『論犯罪与刑罰』（中国・中国大百科全書出版社、一九九三年）五七頁というフランスの学説を出典としているし、規範感情緩和説は大塚仁、馮軍（訳）『刑法概説（総論）』（中国・中国人民大学出版社、二〇〇三年）五〇二―五〇三頁という日本の学説を出典としている。

（43）鄧小平は「社会主義制度の下では、個人の利益は集団の利益に服し、局部の利益は全体の利益に服し、一時の利益は長期的利益に服さなければならない」、「西側世界のいわゆる『人権』と我々が言う人権は本質的に別のものであり、観点が異なる」と述べていた（鄧小平「堅持四項基本原則」（鄧小平文選（第二卷）第二版、中国・人民出版社、一九九四年）一七五頁（初出は一九七九年三月三〇日の講話）。鄧小平「搞資產階級自由化就是走資本主義道路」（鄧小平文選（第三卷）中国・人民出版社、一九九三年）一二五頁（初出は一九八五年六月六日の談話）。日本語では、土屋英雄『中国「人権」考——歴史と当代——』（日本評論社、二〇一二年）二二頁。「前国家的、自然権的、超階級的に抽象的な『人』一般の權利を論ずる『人権』概念をブルジョア的であると否定し」とも説明される（高見澤磨『鈴木賢「ほか」・前掲注（5）九五頁（鈴木賢執筆部分）』董成美（編著）、西村幸次郎（監訳）『中国憲法概論』（成文堂、一九八四年）一三一―一三三頁（原著者不明）。王叔文『畑中和夫「ほか」』『現代中国憲法論（法律文化社、一九九四年）一四二頁（西村幸次郎執筆部分）。石塚迅『中国における言論の自由——その法思想、法理論および法制度——』（明石書店、二〇〇四年）一二頁、三五頁。もっとも二〇〇四年の憲法改正で第三三条第三項（二〇〇四年修正案第二四條）に「国は人権を尊重し、保障する」との条文も作られた。しかしここに言う「人権」も「公民の基本権利」の別の表現と言われており（楊向東（主編）『憲法学——理論・実務・案例』（中国・中国政法大学出版社、二〇一〇年）九三頁（呉旅燕執筆部分））、やはり日本という「人権」とは異なる概念なのである。

（44）「訴追時効の延長」制度は、中国共産党統治の中国がモデルとしていたソビエト刑法にも見られる。例えば、一九二二年六月一日より施行されたロシア社会主義連邦ソビエト共和国刑法（以下「ロシア・ソビエト刑法」という）第二一条では以下

- 下のように「捜査の開始」で時効にかかることはない規定していた。「刑法典により犯罪行為の最高刑が一年以上の自由剥奪で犯罪時から起算して五年が経過したものあるいは比較的軽微な犯罪行為を実施してから三年が経過したものは以下の一つに該当する場合、刑罰を適用しない。(一) 上述の期間内でその案件の裁判あるいは捜査が始まらなかった場合。(二) 犯罪者が行った罪が時効期間を経過しかつ規定された期間内にその他の犯罪行為を行わなかった場合」(全国人民代表大会常務委員会法律室(編)『刑法総則分解資料彙編』(中国・法律出版社、一九五七年)二六〇頁)。また一九二六年一月二二日に採択され、一九二七年一月一日より施行されたロシア・ソビエト刑法第一四条第二項にも「時効は、前項の期間内に当該事件について何らの手続もとられなかった場合に、適用される」と規定されていた(ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国刑法典一九二六年一月二六日公布—一九五二年一月一日現在—並びに附随法規および参考資料」(法務資料」三三八号、法務大臣官房調査課、一九五五年)五〇六頁)。中国はこれをまねたものと思われる。なお、この「時効の延長」制度は他の社会主義国家の刑法には見られないようである。
- (45) 池田修『前田雅英『刑事訴訟法講義』第二版(東京大学出版会、二〇〇六年)八三頁。
- (46) 当該最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈は二〇一三年一月一日から施行されたが、これより前の最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」を執行する若干の問題に関する解釈「最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋」(一九九八年九月二日發布。同月八日施行。二〇一三年一月一日失効)第一八七条にも同様の規定があった。
- (47) 龍宗智・楊建広(主編)・前掲注(11)二六四頁(聶立澤執筆部分)。陳衛東(主編)・前掲注(12)二〇八頁(姚莉執筆部分)。
- (48) 王国枢(主編)・前掲注(11)一八三頁(武延平執筆部分)。樊崇義(主編)・前掲注(13)三四四頁(万毅執筆部分)。
- (49) 龍宗智・楊建広(主編)・前掲注(11)二六五頁(聶立澤執筆部分)。樊崇義(主編)・前掲注(13)三四四頁(万毅執筆部分)。
- (50) 黒田睦「告訴期間制度の批判的検討」(法学研究論集(明治大学大学院)一七号、二〇〇二年)一頁。
- (51) 例えば、日本の公訴時効制度は犯人が国外にいる場合、時効が停止するとしている。そのため、実体法説(時の経過により、犯罪の社会的影響が微弱化し、可罰性が消滅ないし減少するとする学説)を採用すると、犯人が国外にいる場合なぜその期間は犯罪の可罰性が微弱化しないのかという疑問が湧く。また、訴訟法説(時の経過により、証拠が散逸し、適正な裁

判の実現が困難になるとする学説）を採用しても、犯人が国外にいる場合なぜその期間は証拠が散逸しないのかという疑問が湧く。さらに新訴訟法説（一定期間起訴されていないという事実状態を尊重するという学説）を採用しても、なぜ犯人が国外にいる期間はその状態が尊重されないのかという疑問が湧く。結果として、日本は犯人が国外にいる場合時効が停止するという規定のために、停止要件も含めて公訴時効制度を正当化する学説を提示することが困難になっていると言える。金子章「公訴時効制度の存在理由についての一考察——公訴時効制度の見直しをめぐる近時の議論を契機として——」（横浜国際経済法学（横浜国立大学）一九卷三号、二〇一一年）二四—二六頁。

（52） この表現は、斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』（明石書店、二〇〇七年）一七〇頁から示唆を受けた。

※本稿は、二〇一四年九月五日に愛知大学で行われた現代中国法研究会第二三回研究会内の若手研究会で発表した「中国における公訴時効制度の存在理由についての考察」に大幅な加筆をしたものである。また、大幅な加筆にあたり、二〇一六年徳島賞（東アジア学会主催若手研究者奨励賞）を受賞した研究計画「中国における公訴時効制度の研究」の研究成果の一部にもなった。

高橋 孝治 (たかはし こうじ)

所属・現職

中国政法大学刑事司法学院博士課程

最終学歴

放送大学大学院文化科学研究科社会経営科学プログラム (修士課程)

所属学会

日中社会学会、アジア政経学会、東アジア学会、現代中国法研究会

専攻領域

比較法・中国法、中国社会を素材にした法社会学

主要著作

『ビジネスマンのための中国労働法——労務管理が理屈でわかる』(労働調査会、二〇一五年)

『中国年鑑二〇一六』(共著・一般社団法人中国研究所(編)、「治安・犯罪動向」の章担当、明石書店、二〇一六年)

「中国における劇場的律観という試論」『北東アジア研究(島根県立大学北東アジア地域研究センター)』二七号 (二〇一六年)